

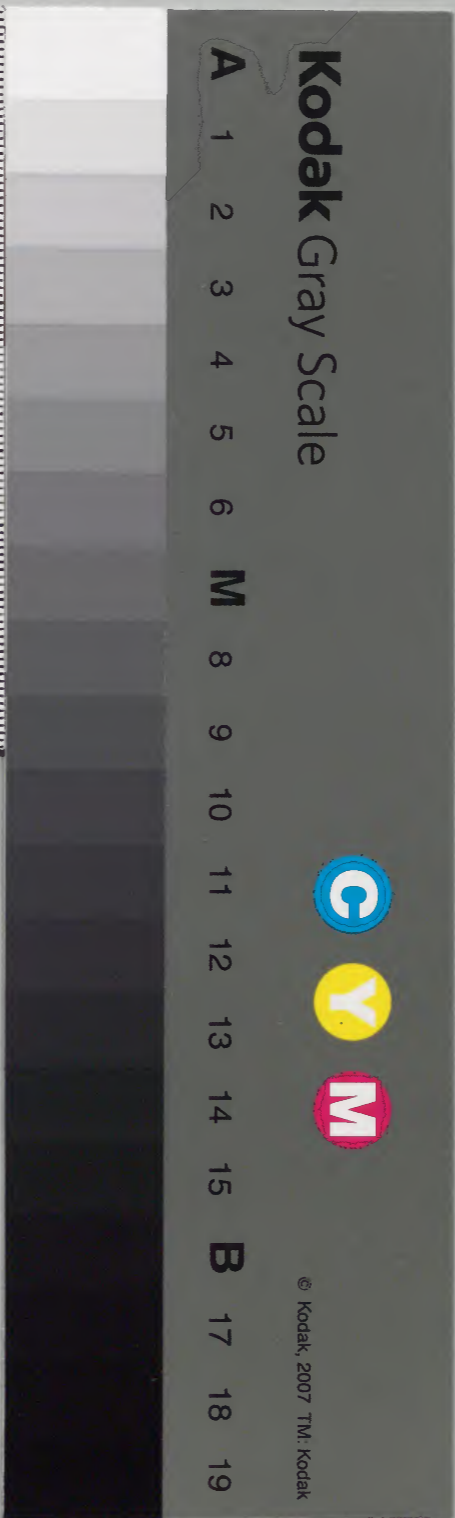
東史採要

八

			八	和
		九	六	書
		四	四	門
		五	七	
一	冊	函	號	類
一	冊			

庫文閣内			
五	一	八	和
〇	一	五	書
函	冊	四	
七	冊	七	類
架			

内閣文庫	
番號	和 8647
冊數	11 (8)
函號	150 29



東史採要卷之十一

大御所様御世

一橋大納言治海卿清嫡男

口母堂ハ岩本内膳正利女於留の方

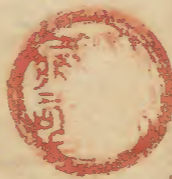
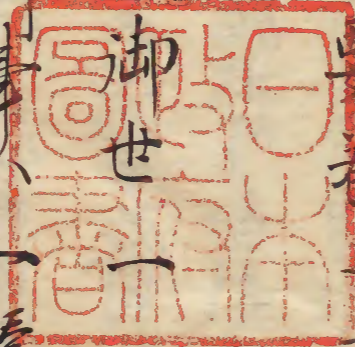
治海卿ハ一橋信中納言宗尹の才臣の子を物

若宗曆元年十一月廿日生ハ母細田氏同二年

十一月五日ハ麻痺同四年九月六日ハ王清を奉り

同安徳ハハ之妻同月廿七日ハ髪を束同六年十一月

十九日ハ清を同七年二月廿五日ハ死同八年十月



十九日為白幡子同十二年十一月五日初白清日見
同十二月朔日白元服口一字以清所稱德川氏於哪
治涉以明和元年十一月十一日叙從二位任左近衛
權中將同十二月廿一日遣所相續同二年十一
月十九日以清當同三年十一月廿九日以清襲正親
天賜元年十二月廿日任左近衛亮改二年二月廿
八日返同所屬安以清於同二月廿日任權中納言
稱一攝中納言後同九月朔日清田爲山の内叙安
以清於同所屬安以清於同二月廿日任權中納言
十九日清田爲山(以)移從同十一年正月廿七日

傳於以勳句口用於以緒料所叙口(以)也之計日
也城口以任權中納言叙從二位以(以)也
也方依以進文政元年六月廿日刺髮以稱穆翁
同十一年正月廿日從一位同八年八月七日准大臣
俄同同十年二月廿日薨極最樹院殿葬丹東
齋山同十一年正月廿日猶自大臣同十二年二月
十四日猶大臣大臣
於留の方文化十四年六月八日卒諡意德院殿
葬上之新清(以)院

安永二年十月廿日一攝館所於清誕生以初為

御縁組五年
御縁組五年
前後書換

豊の代反と稱す安永二年二月十日

清の系回月廿七日

清の系回月廿七日

二月十九日

三月十八日

後明流杯御養君は

清の系回月廿七日

天明元年三月十八日

天明二年四月二日

天明六年九月八日

天明元年三月十八日

天明二年四月二日

天明六年九月八日

天明元年三月十八日

天明二年四月二日

天明六年九月八日

天明元年三月十八日

天明二年四月二日

天明六年九月八日

天明元年三月十八日

令あま 夏心以下のふハ十石小付金あまあ合
純の持心い上酒の義ハ其末年ハ四月拾五成
りる年と申年よりあヶ年候 ても上酒い

回廿七日 所由宛へ所移造

あまあ附の由り残るは違の旨同十月廿日作
是年張及人控伺とま

小十人氏回紀小天明二年九月廿一日四月付池田修理
某回七たまへへお返し書付 け夜 所代替小付控伺
の義とて年の振合少して四月廿九日方へお返しい由りあて
去付追日の由抄者ともへお返しとまへへむ組氏

中にも回極い由り有くいし 回廿九日控伺被
け夜 所代替小付私とも控伺の義とて放いし
小十人氏と人あ丸と人別紙組氏預書同十二月
二日四月付書言 所代替小付其れ七日姓あ合
中にもよりてまへへ付文一紙あ返へ 所判と
お採り持系てまへへ 所代替小付揚給以後四月宛申一方
四月領の色より所代替大目付姓ああめハ四月宛小あ
四月合書とまへへ別紙紙書案文あ返
を日限刻限四月宛あめあ又の義とまへへ
回廿日る所丹波も及りあへては付 所代替控伺被

元清礼清亮中着年安永所州細以八聖年
二月十日のお事

天明七年正月十四日午後四年歳以夜有之旨同
二月廿日始て以内書より旨同廿二日番以一評
尚正月十九日水上新徳吉以夜より作付同二月十七日
目及餐愈の良酒粒の家一 櫻藉礼姑由同
少恬の由吉大久保大和吉以夜以先酒井紀徳吉
水と新徳吉内安妻徳吉能哲前新吉之夜依
吉小美尔揚慶吉等吉和吉 作付同八月右
吉人病年少付依礼以夜以先之 作付

同日十月十日 將軍宣下正二位内大臣清憲友共
介清亮之例由同一今日より 公方極と云称
同日二月二日清徳由同十二日大坂所人数十字蜂
記并及富家赤清而く礼姑並道由徳幼と
同日廿二日廿七八九日お事り江戸所人数百人蜂記
并及富家赤清白倉氏家示押入礼姑と
同之大人由安より人数と出所及救由安より
つらと警由一繁由と所人数と保由一
所安よりハ事鐘と唱一子由子由と赤て
人数と集の緘礼と指く同日二日清亮之由

十但河方拒りし作付し終結不誠徒搦捕
せし縁造す

同月江戸未償大の者合をある付幸申し外
買公候より金言ある事万俵と可成り下し
編小同月八日国東所郡代保家事たる事(平殺
運送口用)と作付し小姓但高以松小住一
掾清高と改同十八日万石以下来り小石より
平高の御威候約等て申合は 作付
万石以下来り小石より来りたる御威候一
て成程ハ候約と用ひ賜ふ向五五五五五五五

出結お勤事御威候候約お困しい申し御威候
お急の大馬武意ホ有お威候ハ有る事御威候
乃文乃忠孝ハ有る事御威候ハ有る事御威候
別白の事一平高にハ若キ向ハ平日御威候
地ハ出結て致し乱年と即ハ平高之威の物ハ
此ハ御威お困て致し申合は 作付自然と
或は高くとお威候事不此と用付振下
致し之意候て此を合は 作付 又同平
八月八日小迫未償事御威候の者五五五五五
御威候の事此を合は 作付 又同平

目七月の日寺社の事年写本に月述持来て被言
と作本同月廿日文武師範校の事年写本に書出
目世間の事年写本に書出

文武の事年写本に書出
別白面附の事年写本に書出
と者年写本に書出
被指す事年写本の事年写本に書出
文の事年写本の事年写本に書出
事年写本の事年写本に書出
允許目録と被指す事年写本に書出

武藝と事年写本の事年写本に書出
武藝と事年写本の事年写本に書出
武藝と事年写本の事年写本に書出

目八月の事年写本に書出
約の事年写本の事年写本に書出
事年写本の事年写本に書出

寛政元年の事年写本に書出
と事年写本の事年写本に書出
事年写本の事年写本に書出

目九月の事年写本の事年写本に書出

下田用名口書付同十の日聖堂日簿入意の事
下城
下田名口書付或文法法後作此同廿四日
下田名口書付或文法法後作此同廿四日
下田名口書付或文法法後作此同廿四日
下田名口書付或文法法後作此同廿四日
下田名口書付或文法法後作此同廿四日
下田名口書付或文法法後作此同廿四日
下田名口書付或文法法後作此同廿四日
下田名口書付或文法法後作此同廿四日
下田名口書付或文法法後作此同廿四日
下田名口書付或文法法後作此同廿四日

中詩經進有流多友野原以市碑者經福系
夕又他口危去回進治市碑者經天文言夜井出
穿心昨世家米以作事方代相中友夜野原之子
評定和傷者控去吏事治尾控治市碑大學以外科
甫才桂川甫春吟春秋細川城中多家來在梅川
傳八辞童子相平隆奥多家來在野原市古事
右洲夜清露中多所りく控さ者こり文武の
儀句を以ぬと為る
意を以る
建出外治事太の満所入所出下りいむ今日より

是力波の味りしを以て未お願て波海述に於て
了らば其の味りしを以て未お願て波海述に於て
山王へ所系清同十二月遠江に相長城と男
城清五し園約所は清も破却し井上河内も
伯耆も尾隠もさるなり

右破却の良尾家より浦へ後細末買上
ヶ破却當日より百人未納に記しこの賜
帯之ニの指と破却も元清細繩にて櫓と
是即阿ふ懐徳と以破却一日少お海王の
所ハ人は大工おして丁窓小窓まて用は
少く日合に午日降りしをり銀子以銀乞ふお叶

元斗方より座のり花りるを尾家も海
振る所は破却の記し一院の元斗の中
誠中も度と以て山は法有るなり

同日赤井を前も 元斗物まき行高村 初行す初は
元斗小巻清入道塞ねお保まき 元斗物まき行高村
元斗物まき行高村 初行す初は
天明八年西月廿九日 徳理 仙洞 女院 所及三条
口城内修之

景系より川町より出夫の家或家屋を修て千なり

後地入るお成文の書付

但口地場法但病死の帳の改は是迄の色りては

名目地日口地

同七月廿二日口地場より力敷代の若格別共らハ
口地代場へは作付の台同十五日より十八日あり
ち御京都詣我地御殿門大木母波所遠州
法州法水同至七月廿二日改文死は 作付に七月
日の中より口用入て書出同七月廿五日口改動中
の書物取込改入て口地場は 作付同九月十日口改
行の口地場入賜手口改の爲御成文より式

後(貸出)一並口借合法言再指英也来借合
向後空出—金利下ケは法口改正は 作付

利足ハ向後をある付たの積古ケ年以不辰年
より借文たより再指己年以来の借合ハ是月
の十ある合も口借付をケ年一にあり法言は
作付同九月廿五日迄年終る所法言は
ともし一統勝多向及困窮は強おすはたの數十
年其いつてのく死著者の風ふ別衣食毎ハ勿論
万事法接とら—は益の難費有る成勝を
向ふお成文ありおのつては是も同く是く

平生の誓もせし成りし終りも有る哉とい
平素も身の外段と願すは家の義も通付
文武の藝もて致れ行みり賜ふ向ふ如く
取自他と祈候も兼て子孫の教育も有る事
小市之り付し子孫の縁も重りし是も不置の
及んずりゆくは遠くとし生一終るに節義不
失の義也といふ一一家名としは一統祖有之
御ふいふル千年もすもみよとのゆくも美古の
清徳も作付し後には親も其のふ借合候言
利下ケ等の義も作付し義も六別るは誠

賢素侯約とす一ゆつ一想一これ義と
西一くたて格式の外段と毎一旦降付要
當ハ平たお趣の如御意に付し是れ一
いし近年のむりゆて一統お徳に候はし
久くも風俗の如く長食位におすを歸し
親の形も有る如く是も不置の事也
只知る如くはよく石法の借合も仁の
用合も如くは一付の形も有る事也
く世も年限も借合も指すは是れ一
統に之れ又借合は是れも奇義理とて借

いつに義理を以て教——いふも外固病ゆふ
——して信文はゆふと云ふ固病ゆふ及いとい
捨りし又も義理ふと云ふは是あは人々其意
有るもいふと云ふも其義理を以て——
多しといふしは義理ふゆふの治すといは
捨りふも作付ゆふと別も其持も其信文
即のたお願節候の我を明も親其事
む付中其子孫も其教を以て——永く其
とら保忠孝ふけいし其風俗を改めて
奉りいけいむゆふと有るゆふと別も其

の沙汰ふりて及義ふいし其とて何と口書付て
は作付い

同十七日百石以上のゆふ候は(凶年)のゆふとして
同叙て被旨は 作付

も其方ふ少付ふ十石の割と云ふ其成年より其
年と云ふ年のあるゆふは作付百石以下ゆふも
其の叙えと云ふゆふは其の其の其のゆふ
は其ゆふを以て其ゆふの其ゆふは 作付と
し其ゆふは——其口書付ては 作付

同廿二日其ゆふは節候相用其ゆふは其ゆふを

我々作止回十月二日新為高つ助 海軍省海防部

宇垣左大臣 中書省抄年死累

黄く船ハ吉田年十帛と云浪人なりしと云云

金身と偽新為高つ助子と成け修教左督正累

回廿日江戸大門前門へ中書省中洲築地五拂

口口傳河内伊勢守秋元但高馬之元右近守監

作付

同十二月十四日遠 所成口口助人色一〇口改正

同廿五日大坂大失

南河内横筋より出夫と東南風烈口口代屋敷

武家御殿に過す所を多燒失

寛政二年正月五日古ヶ河射止大御所作付

以付惣古ヶ河古ヶ河平城中等及下河

頼所平門河三丁目表明地 博多御殿茶

場地 浅草元淺草河三丁目表明地 牛込

口口より小石門口口と芝百かきりの内 市谷

加賀屋敷大除場地の内 田谷小伊賀河

大除場地の内古ヶ河不除場の内 以事決り向

大御所射止惣古ヶ河の表成り古ヶ河不除場不除合御

一同申上公惣古ヶ河の表成り又寛和二年四月廿七日

江戸浦ふせー巡り廻りの多遠州灘まで
風波のぬふ破船ー葉人小卒とて土地
にたり東海舟を運て江戸府小舟の船
口北の上海高交易のゆ 口先と書つその
長の書と書つて 書つて 書つてのゆ 即ち
口先何りそより江戸府小舟の暦年ある
河葉院人の書と書つてヤヨス河葉と云 福厄利
西人の書と書つて可なりとて同十三年
河葉院船一艘肥前年江戸小舟と書つて云
先年我々四の船出帆して今ふゆす

傳り書つてふを留すとも安否と云んるは
色高と云ふとよりけしは浦肥前書つて
より後府に云とせーハ外色高と云れ
口先何りと書つて 按ふに付 東海舟に
船の後たり書つてとも決書にたり決書
事ハと云ふ裁ふ出つ葉人ケニフル書つて
國海小和葉のち夜交易ハ我十七世の初乃
にたり書つて日と書つて色高す 色高年より
色七百年に即ちと云ふ十七世と云 西人の書
めつてハ初め以後年を日と云ふのゆ 初

形ありて既ふ南村西家の焼たり服尔杜尾
尔大と名知めり然るに道に有る吉利支
母う逆のふかきしゆも志願ふてくはれは海
より上統を認め城を堅かりしなり
ケイワル 將軍を交より許容のゆゑに後を揚り
西高陸をたらしむるの誓とせり 初のみ
二百十一年 義長五年 ケイワル イエラスより
揚りり又のいふ二百十一年 元和二年の口位を
絶めつるヒテタムより揚りりぬ然るに和葉
人のゆゑにおりてまじりてく親能とらるるの御

ちきていふくつゝ此とて長崎港内ゆび
着て波尔杜尾人の為ふ衆たる合者
りありて和葉を以て和葉人將軍の臣とせり
しとてしるは西と立去あしゆ御つゝ此
まれば連敗ありて色んり先とてゆめれ
しゆやまふ依て波尔杜尾の官者の官
府ふおま盟を以て彼をさす 西の領細のゆを
まふとてしるは西と立去あしゆ御つゝ此
檢察を以てするふ因縁又の衆人のことあり
ぬいしくしるは波尔杜尾の臣を依て五百地

洲の物群め何と初よりさか強平の用おき
者の如くされともお是の痛く強さなり
堪ふべき程の事とありしめん中彼ふゆか
しして毎年一む十百コロン 帳簿のあ文縁
あした約ひむいふ百あふ十百あてふにふ費
目計ありの債物と常とゆきし但し
かくきいとして日中人も和業の債物かく
てふあへうはかともんいふあはせり
りあへし和業より一年ふ入所の結布の程
乃めさ一日あては債あし七日のあへし

出しりしし他河他業然も各及ひ
種々の乾葉許多の債物の如きも後著のあふ
茶牌のあふもさなり 是より和業地産尾村
重の二個肥和平しあま物しして毎高せり
陸尾村重の債物もさなり和業地産ふ二毎高
書の中ありしとせは彼あはれあ人もあふ國禁
はあふしししとせは彼あはれあ人もあふ國禁
かくぬくししとせは彼あはれあ人もあふ國禁
魚し 寛永十八年とさしし年一う百平し
にも始せし所向後同長崎にあらしし

すつと名は作成より今に同じ

長安のりやと村家の所地と云ふ事ハ氏部痛

純忠の付元徳二年に月朧赤玉長安の内町古町

と接して垂入清の事とす 其間丹後島嘉永

の付天正十一年に地を以てと地として其長

十年九月十日に地長安の所及ひ所邑に成

官小収めらるる地として浦上にて結成せり

一云小寄りて是を参考する小元徳元年長安

津小南垂入初て云々として南垂とをく復

海津と云ふ事と然るより翌年大村より成

長として地割と定めて島系所大浦町外浦

町平ノ町文初町横津浦町古町是と建ち

後瑞多河概為所今町小為所内丁町出外

支より二十余年と暦て文徳の初又二十町

出外たり町の次人ハ島系初古是の後長忠島

島系初古是の島系初七町田家加久白倉

如庵古島九島島島島島島島島島島島島

山山山山山山山山山山山山山山山山山

山山山山山山山山山山山山山山山山山

元和の初めより四十町と云々天正元年

豊后太田 征伐の時長治のゆとと珍義あり
— 小彼者とも数年長治の地ふ南垂那
と奇ら— の切支丹新法と伝— 新法佛
同と破却せ— 名うえ— 切はけり新法
乃即りきり— 改入ともとを返— 律天
連おの船と船返— 友雲作御書とを—
法夜と定めて者の新宗と樹すきり
豊后家の料と成文保元年初て長治
きり— と進寺法志摩も唐教たり— 是年
回洲の伐と進村山安あたり— 是年

四一統の時より回年まで唐教も入りたり
回八年小美系一唐是伐り回十一年長治
右に開後唐是伐り元和元年長谷川
信吉是伐り寛永二年水野河内守信
是伐り回九年竹中ふ女も伐り回十年
首我又古是古法今村信正長あ入り
作付古法ハ竹中ふ伐り今村ハ江戸に在是
より以来ハ人成隔年に在動す 貞享
四年山尾對も是 作付は時より徳大寺と
成伐ハ村山安東に伐り元和二年末治平

九年長崎ありて唐色河の及人出年元聖年
より寛永二十二年の召唐人南京漳州の寺
と建寛永十二年向坂唐色長崎湊一方に
往來せしめ他の湊ふれんと禁せらるる
船の定数十二艘の礼寛政二年より減し
十艘のあり

列祖成蹟羅山文集相承統事と訂て同
神祖嘗謂長谷川友廣曰曩時日本と明
有勅合符天文以来終之と事一之と事今
須高議後古是也明高祖の爲吏目周性

如來十長崎友廣拓之召明室之の自之
後府 神祖使林乃春作奉多正純友廣
書遣福建乃總督陣子貞孝吾國と明也
位候と及當時皇朝治平朝群島狹琉
球は股安南文趾占城暹羅呂宋西洋寨
亦諸島莫不止書籍室明室示定以勅合
符也位法好治者正純友廣之爲而手実
道之明也故因 神祖之示三章友廣授
二云十姓如彼之總督而子久松帆欽と竟
石後云勅合示不成然南系福建高祖每歲

千長崎至今所及之四初の時勢今と
異なりと云々

同日十日の武蔵の修後のこと向ふて入て
入るに書付同日十日の事合小書法以て
向後以て之の味没宅ありて之集古同月朔
二日人風多浪水同月朔日始若極以て生

の海平極氏終方同日遊邊瓊岸院及葬
上野後云院

同十一月二日夜江戸事落後同廿一日
今上帝新成内裡(還)幸

仙洞の日月廿六日近幸 女院ハ十二月四日近幸
時小宮今ハ太上皇 為仁あり仙洞ハ後極
可院あり 雪後院と飯の皇女成ハ一造
又成不成ハと新ハ思ハ一清雲の侍飲
と笑東ハ(色)せらる 主上 這幕園又園不意次
漢武上臺旧章一是從新葉本此從百之勿忘
後整智自東回拭目向城維く亦義哉否否
息兼四門統崔苑燕雀旋蒼集極橋接階載
豈其為逸豫海礼共徘徊妻佩群僚會將
幣九洲来素心既已足起外感臨極吹然歎

愚動乙夜為云哉

仙洞 せいのつらみつききたる様〜これ

ら〜様とすらすらおとの系

同十二月二日琉球使也 城口礼回十日

夢裡清遠堂成物不固て松平殿中も於

清和清口洋殿

口島〜まの久世母海志柳生と膝正口能もあ

安慶誠前書 系幼町書行池田前海志書信江

至腰正口島之吟味及村松長志

主海法士若人合時股白服と端小け月江地震

数夜寒夜乙年正月二日海法何去簡易小

て海法回二月十日 清口見〜之新祝

正出〜若他人書〜のり長細口書付回二月十日

大判令出及引下ヶ口信法〜付遠書口股出ハ

小判令出〜て〜口島十日系向の公女祝以来

公女口緒不〜作付〜書付回四月七日於海法

野道〜書付回二月十一日於所〜 上流〜所相撲

上流回十八日梅田口園屋及馬場筋海法

作付〜書回七月九日重及以及〜中〜城口島小

お成〜城と〜書成

りし

同十月十日を國勅を奉りしに於て先告所
濟身局より我學書付同廿日醫學教改
醫學教のより後廢濟身局和二年四月
醫學教のより後廢濟身局和二年四月
に海雲と建法の子を教習せしめ
永流元徳又小徳を教示せしめ今年
之制と改めし也 公我の醫學教とあるは
永流元徳の子を教示せしめ今年四月
に海雲と建法の子を教習せしめ今年

濟身局の教示とすらるる今年より
費用として町屋を一つ不毎半年金百圓
付らるる日付より由致ししを費用と
計す 醫學教の改めし日付より
宅に在す 此の改めし日付より
元徳とられ又元徳を教示せしめ今年
大元徳を教示ししめ私我と改めし日
徳に在るる日付より私我と改めし日
よりより私我を教示ししめ今年四月
らまて金百圓と揚小文化二年二月

の事、彼、後、之、同、年、之、事、を、下、谷、新、橋、を、り、小、学、
館、に、送、り、お、け、り、

医学の彼、以、は、法、ハ、友、位、成、事、の、外、事、合、小、学、館、の、
者、如、し、小、学、館、事、合、小、学、館、の、事、は、十、五、年、
以、下、の、事、と、し、て、教、育、せ、ら、る、早、十、五、年、以、下、自、ら、
贈、金、少、く、勤、多、ハ、格、別、を、余、ハ、法、医、の、會、と、稱、
し、て、一、年、ふ、ら、夜、事、館、小、集、會、と、ら、る、と、お、り、
以、教、育、の、役、と、い、は、し、て、之、を、法、方、世、法、級、と、稱、し、
其、医、事、合、會、より、五、人、以、上、十、五、人、持、持、館、主、
多、記、氏、之、年、人、持、持、と、り、同、多、持、と、稱、し、て、其、

合、以、島、医、より、以、人、報、を、取、り、之、を、法、方、と、稱、
し、其、医、以、島、医、事、合、會、法、科、の、事、以、人、勤、之、
報、十、枚、を、之、を、個、合、級、五、持、小、学、館、或、ハ、勤、會、
館、より、五、人、隔、年、報、を、取、り、之、を、法、方、流、書、教、育、
と、稱、し、小、学、館、より、勤、之、以、人、之、年、自、小、報、取、
り、之、を、法、方、五、持、と、稱、し、同、館、より、
勤、之、之、年、自、小、報、を、取、り、之、を、法、方、個、合、級、と、稱、し、
同、館、より、勤、之、之、年、自、小、報、を、取、り、之、を、法、方、流、書、
之、ハ、系、統、個、合、ハ、毎、日、より、取、所、其、の、病、人、
之、ハ、の、日、自、出、席、乃、以、法、方、五、持、と、し、て、於、録、

中絶之後は亭焼亡

同九月二日命合口高航小善法并慈願二男之男
凡女の若 所目見以下の若目以終重法
同所初もその同口試有之

口合小善法とありて一科とすまはれぬ
并海軍等の他文人々其あふ所の浅深あり
て本年口試下合目とをとり口目付入出
一科小しつきたる書目と書して六本の考
味ありしに附口合味はしてありし一科
ては口合高航の口試の日限毎日の是日

ありしと日物の時務口目付出席口試堀田
折付高航の口試題の書目竹書の内々の
考とありし合一と張出をり海軍あり是
に同一人々其あふ終て其書及ひ他文等
徳の若^合口試とありて張出ありし書目と書
せらる後口合傷者其あふと撰ひ解り
り終しと考とありし合一と科ハ其あ
の若ハ時務二部題に張出あり中科ハ同
考ありし日ハ張出あり科ハ同ハ其あ
口合高航あり 所目見以下の若ハ張とありし中

下の科部を任と曰く一なりとの有く若く
此下は年目の春一夜今も是あり

同廿一日此の山庭に於て布衣の山平上人
及赤合の御礼の善徳允許の御くら馬
上流の御くら

但し此の御くら善徳の御くら大的 上流の御くら
寛政五年二月十日中山赤合の御くら西親
町赤合の御くら

今上帝御くら又因流典仁親王小太上天皇の
御くら

とてこの御くら御くら同七月七日の御くら

同御くら一件の御くら中山の御くら
西親所の御くら

同十三日松平城中の御くら下田相州浦加の御くら
巡見の御くら

同七月和子海防所の御くら
坊赤合の御くら

宝曆七年八月江戸参入の御くら
門下赤合の御くら

天明三年三月松平の御くら

比己年一正月上系仕回二月二十日藏也捨授お成
回の月十九日 所目見仕回十九日山形少村全少故
時服二とと色り名終系の名極執口老中一列在
土井上村以友と作後と後病年と月常上仕
急送持年款八月廿三日秋の色送持と
作付の各町目代お平和泉も及書付とと作後
文政五年七月九日病死

同九月十八日(上) 所成

魯為無國より物給せし一書と手紙去 比後を
彼去元勢州白子取以知り天明二年十二月

後州沖少て種風小色魯為亞 日本東小二百四重
漂志彼由不滞及十二年今年九月二日蝦夷
の子モロノ地不送海並通信色高のものと清小
そふ因て同年十一月日付石門右近將監忠房
村上太字取礼お人と論遣使と引 相和ふ
はまこの地少といまと少の五上廻一若然と
りへ長安少とと通しとと後解とと入られ
彼由の和ハ由國少歸りぬ

今年六月下旬より九月上旬少あり 江戸 幕府
因信水寛政五年正月十日江戸大々

頼所の丁目表より出欠の山王水田馬場等六丁
虎口の弁梅田辺大馬路敷多形殿幸格也宗
下日産所新橋芝新橋在仙臺會津屋敷等
一田姓矣

同十一月二日子刻江戸大地震寛政七年二月六日
於小金糸川藤村同月十一日天下以統支千相
為沙粒級以能市之同七月十日江戸大雷

坊之高境内市町新橋在之田三日止麻布
敷下市町所席川橋田田橋中町等之外
數十ヶ所不詳

同十二月十日教の助若生

口母於新の方水新内親允守燈女寛政八年
二月廿二日尾張人納云宗睦口年養子同九年
二月十二日逝遠橋嚴院及華傳也院

寛政八年二月十九日教の助若生

口母於新の方水新内親允守燈女寛政八年
二月廿二日逝遠橋嚴院及華傳也院

同七月十一日後始若生

口母平根氏同九年三月七日旨代寛政九年
口母同十年二月廿六日逝遠橋嚴院及華

坊の寺

同十月十日 徳姫生

皇孫志加方 徳姫市 皇孫志加方 徳姫市 皇孫志加方 徳姫市

十一月十七日 年 宣明院 皇孫志加方 徳姫市

寛政九年四月廿日 宣明院 皇孫志加方 徳姫市

宣明院

同十二月六日 徳球使 皇孫志加方 徳姫市

江戸大番 皇孫志加方 徳姫市 同九月十二日 徳球使 皇孫志加方 徳姫市

宣明院

寛政九年四月廿日 宣明院 皇孫志加方 徳姫市

宣明院 皇孫志加方 徳姫市

宣明院 皇孫志加方 徳姫市

宣明院 皇孫志加方 徳姫市

宣明院 皇孫志加方 徳姫市

宣明院 皇孫志加方 徳姫市

同十一月十八日 改暦 宣明院 皇孫志加方 徳姫市

宣明院 皇孫志加方 徳姫市

宣明院 皇孫志加方 徳姫市

宣明院 皇孫志加方 徳姫市

宣明院 皇孫志加方 徳姫市

貞享元年改曆 宝曆曆 宝曆元年改曆
統緣畧 甲戌の補曆なり 寛政曆 九年丁
巳改曆なり

寛政十年二月晦日去るに節 若生

以水野正徳女於新の方同年七月廿日遊
良元院及真清寺院

同日廿日今夜雪雲以之法より改

雪雲のゆくは囊後快し出殺ユキ多し是日

同日朔日於西川海上鯨魚長九百餘人同日

七月朔日系約大佛殿及申言雷火焼亡同日

本日格那若生

以毎朝以系今人鉅春女於利尾言寛政十二年寅
九日率溢起探院真清寺院

同十一年三月廿日遊溢冲縁院及真清寺院

同日未下法路寺南午四月泰勤の柳強中
少所改由因て臨在より作付

備中是寺城之三方より石 家督嫡子建寺
一揚小上之御殿麻布市之御所口より寺屋尾包
以は長成すことより 作付

同十二月廿日小百那若生

集威

梅大守以信徽集威助尾友良助之上友一節
其外如及亦小附股及白浪と揚基義録ハ云ふ
會令と下して口取私取より忠孝の若口登取
揚一若の引状と云ふその白洲西て編集する
引は作付合捧りして嚮こことと云ふなり

同十月廿百石以上以下口取内介石連は信也乃
煥新より作由の色おもする名同十二月按州に
天皇も雷大あて意く焚失け年引り按州に
士ふ女人の也山と許 享和元年 二月廿日 春

以小絶 戸川友十郎安倫大河内吉平郎政長
作と信と相和以公彼地と巡視す同月廿
二日 享和元年

口毎 貞津氏 誦之節 重辰女 終年の方 同二年
六月廿日 遊 澄唯 宗流 及 毒 凌 云 流

同十月朔州百姓一揆紀

秋元但馬守以朔州山城七百石相平山城吉原
上之三方石織田右近將監懐多相二方石の
以由ふ入所く北好要相一州大澄助相平政
次代用宗仙卷 上校 彈正 大 彌 治 廣 年 次 云 々

人数と出——西境とあり七月の起り漸く

退糸

同九月九日系年代君生

同九月九日系年代君生 清和元年十月廿七日

同九月九日系年代君生 同二年正月九日

同九月九日系年代君生 同二年九月十一日

同九月九日系年代君生 同二年十月十日

同九月九日系年代君生 同二年十二月十八日

同九月九日系年代君生 同七年十一月朔日

同九月九日系年代君生 同七年十一月朔日

清和元年八月朔日

同九月九日系年代君生

同九月九日系年代君生

同九月九日系年代君生

同九月九日系年代君生

同九月九日系年代君生

同九月九日系年代君生

同九月九日系年代君生

同九月九日系年代君生

同九月九日系年代君生

七年七月七日治通の以徳和の家督の相統
十二月朔日と経中納言同十一年二月十八日と叙任
後二位大納言天保八年八月廿一日と叙正
二位

同十二月廿六日辰刻日痛之暈歿す享和二年
二月廿二日烟舎店吉重安藤吉重と改行流傳
安倫頼来地より始りし作付同より支配
今東及二人より作付

是よりして不寛政十年八月廿日付海邊より流
流上り月吉海政壽の勅之命と及信重の

成方の勅之組次松山吉重の忠後口勅之吉田
十右衛門政真お以下十七人と相承へし是れ地
及頼来と巡察せしめらるる是れ頼来の色後
と異りしのはじめより同十一年の春相承候に
東頼来地 箱館より以来の地所用地あり
是れ若狭守の舊地として成州久松願あり
と稱しし付口書院より相承候法吉忠頼也
行と成口勅之命より相承候地は口付
烟舎店吉重の西養口使吉重より相承候
是れ今東及に相承候也 成方お作を交へ相承

あり東郷表地の辺境と異なり表人控自鬼
梳交易ありのりと沙汰と市長以下はては口動
定細次口動とて味方改役支死動之出出役
して是と動は附南の人数を利致は境中
有寧親少く作付人数と知して箱館とて
御十回二十年より人数と知して東郷表地工
トロツ等の為ともなりはは折和より西郷表地ハ
折和の所分ありは折和——享和元年よりハ
ちく人々お拘りて東郷表地のりとて御より
同二年冬郷表地を以て箱館を以て改

めら

南二月より四月の初り迄は風物極好

勤仕の事小湯系と編ふ又公物より可敷の
多氏口敷とて是後と編ふ

同八月七日新姫表生

此後迄の方面二年二月廿日物盛感元院
毒傳色院

同七月毒色院

此後迄の方面二年二月廿日物盛感元院

同十月廿二日久田系藩長松田平次郎辰之助



